明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○民法第四百四条第三項に規定する期及び同条第五項の規定による基準割合の告示に関する省令（法務一）　一

〔告　示〕
○大嘗宮の儀及び大饗の儀を行われる期日及び場所が定められた件（宮内庁三）　一
○保安林の指定をする件（農林水産三四～五二）　四
○保安林の指定を解除する件（同五三）　六
○吉野川水系における水資源開発基本計画の全部を変更した件（国土交通二）　七
○浄化槽の型式を認定した件（中部地方整備局一～三）　七
○吉野川水系の指定区間外における河川区域の指定に関する件（四国地方整備局一）　八

〔国会事項〕
内閣　法務省　外務省

〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕
〔官庁報告〕
官庁事項
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　八
国家試験
水先人試験の施行（国土交通省）　八

〔公　告〕
諸事項
官庁
証票無効関係　八
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　八
特殊法人等
共済組合定款の一部変更（農林水産省・林野庁）、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　九
会社その他
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　九
国家試験
水先人試験の施行（国土交通省）　九

省　令

○法務省令第一号

民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百四条第三項及び第五項の規定に基づき、民法第四百四条第三項に規定する期及び同条第五項の規定による基準割合の告示に関する省令を次のように定める。

令和元年五月八日

法務大臣　山下　貴司

民法第四百四条第三項に規定する期及び同条第五項の規定による基準割合の告示に関する省令

（最初の期）

第一条　民法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十四号）の施行後最初の期（民法第四百四条第三項に規定する期をいう。以下同じ。）は、令和二年四月一日から令和五年三月三十一日までとする。

（基準割合の告示）

第二条　民法第四百四条第五項の規定による基準割合の告示は、各期の初日の一年前までに、官報でする。

附　則

第一条　この省令は、民法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

第二条　民法の一部を改正する法律の施行後最初の期における基準割合の告示についての第二条の適用については、同条中「各期の初日の一年前までに」とあるのは、「この省令の施行後速やかに」とする。